

川内地域における活動報告 (1)

平成 2 7 年 7 月 2 日

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付

川内地域原子力防災協議会作業部会

【目次】

1 . 川内地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方.....	2
[1] 川内地域原子力防災協議会の位置付け	
[2] 活動報告の考え方	
2 . 川内地域の概要.....	3
3 . 川内地域ワーキングチームの活動状況.....	4
[1] 避難行動要支援者の対応.....	4
(1) 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者	
(2) 在宅の避難行動要支援者	
(3) 学校・保育所の児童等	
[2] 避難先の選定、輸送能力の確保の考え方.....	5
(1) 避難先の選定	
(2) 輸送能力の確保	
[3] 一時移転等の実施単位.....	7
4 . 今後の対応について.....	8

【添付資料】

別紙 1 川内地域の緊急時対応（全体版）

1. 川内地域原子力防災協議会等の位置付け及び活動報告の考え方

[1] 川内地域原子力防災協議会等の位置付け

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体においては、防災基本計画及び原子力災害対策指針による新しい枠組に基づき、地域防災計画（原子力災害対策編）の充実化に向けた取組が行われている。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や避難行動要支援者対策の具体化等を進めるに当たっては、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されているところである。そこで、原子力防災会議の下、政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援するために、内閣府において全国13カ所にワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置し、川内地域については、川内地域WTで議論を実施してきた。

その後、川内地域WTについては、川内地域原子力防災協議会に改称し、これまでの取組に加え、定期的な防災訓練やそれに基づく継続的な改善の仕組み（PDCAサイクル）を導入した。

今後、地域防災計画・避難計画の具体性や実効性に資する検討については、引き続き川内地域原子力防災協議会及び同作業部会で実施していくこととする。

[2] 活動報告の考え方

川内地域WTでは、地域防災計画・避難計画を含む地域の緊急時対応（川内地域の緊急時対応（別紙1参照））をとりまとめ、関係省庁、県、関係市町、事業者等が出席した平成26年9月5日開催の川内地域WT（特別会合）においてこれを確認した。そして同月12日開催の原子力防災会議において、内閣府からこの確認結果を報告し、了承された。その後、川内地域WTでは、「川内地域の緊急時対応」の更なる具体化について議論を行っているところであり、これらの活動状況について「川内地域における活動報告」としてとりまとめることとした。

2. 川内地域の概要

鹿児島県地域防災計画において、原子力災害対策指針に示されている重点区域について、川内原子力発電所より概ね5 kmを目安とするPAZ圏内は薩摩川内市の一部が該当し、川内原子力発電所より概ね5～30 kmを目安とするUPZ圏内は7市2町にまたがる。

PAZ圏内人口は約5千人、UPZ圏内人口は約20.9万人であり、重点区域内の人口は合計で約21.4万人である。

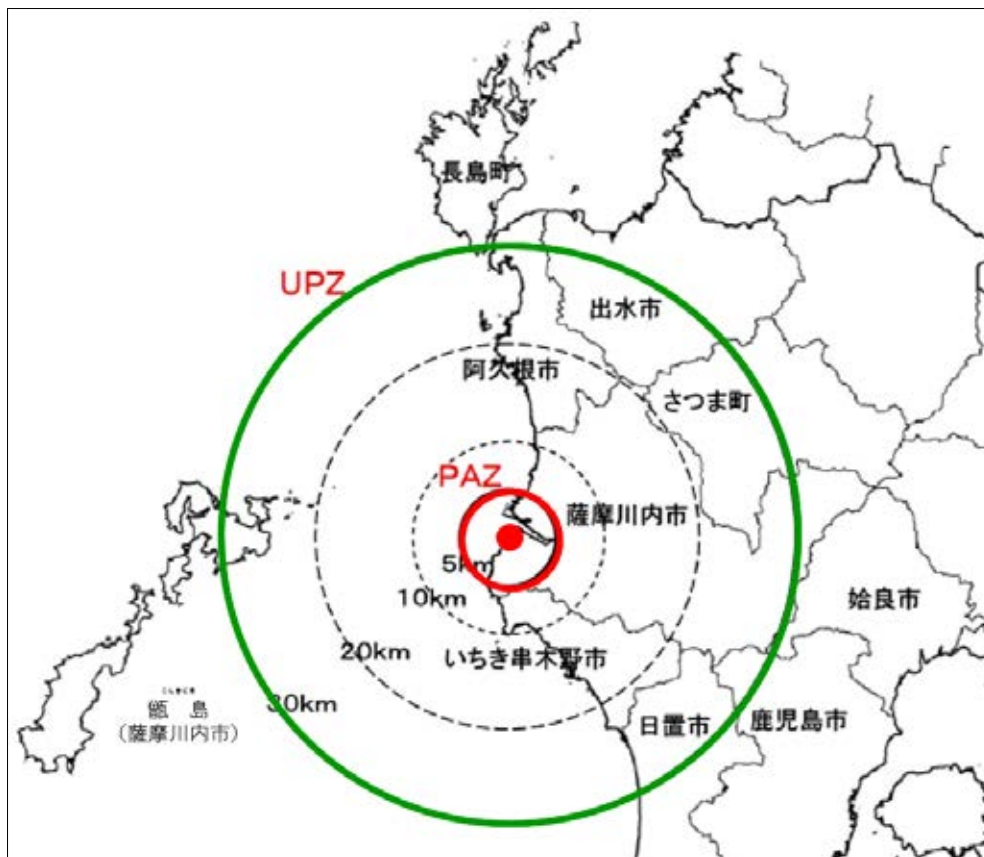


図1 川内地域における原子力災害重点区域の概要

<概ね5km圏内>

PAZ (予防的防護措置を準備する区域)

: Precautionary Action Zone

急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1市 (薩摩川内市)

住民数: 約5千人

<概ね5～30km圏内>

UPZ (緊急時防護措置を準備する区域)

: Urgent Protective Action Planning Zone

事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

7市2町 (薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数: 約20万9千人

3. 川内地域ワーキングチームの活動状況

これまで川内地域WTでは、緊急時の対応について検討を行い、以下の対応を行うこととした。

[1] 避難行動要支援者の対応

P A Z 圏内の避難行動要支援者は施設敷地緊急事態で即時避難を行い、U P Z 圏内の避難行動要支援者はO I L 2等の基準により一時移転等を行うことが原子力災害対策指針で定められている。

避難行動要支援者のP A Z 圏内での避難及びU P Z 圏内での一時移転等に当たっては、避難行動要支援者の状況に応じたきめ細やかな対応が必要となる。川内地域では医療機関や社会福祉施設の入院患者・入所者、在宅の避難行動要支援者、学校・保育園の児童等のP A Z 圏内での避難やU P Z 圏内での一時移転等への備えとして、以下のような取組を行っている。

(1) 医療機関・社会福祉施設の避難行動要支援者

P A Z 圏内の医療機関・社会福祉施設では、即時避難の実施に備え施設ごとに避難先を設定した避難計画を作成するとともに、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力（車両の種類¹・台数）の把握と確保を行った。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

U P Z 圏内のうち、5～10キロ圏内の施設については、施設ごとに避難先を設定した避難計画を策定し、10キロ以遠の施設についても、緊急時において避難先の迅速な調整を可能とするために、鹿児島県が整備した「原子力防災・避難施設等調整システム（詳細は、[2] (1)を参照）」により、緊急時に鹿児島県が避難先を調整する計画とした。

(2) 在宅の避難行動要支援者

P A Z 圏内の在宅の避難行動要支援者については、「避難可能な者」と「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を戸別訪問により調査し、避難可能な者については、避難に必要な輸送能力の把握と確保を行った。また、避難先施設については、U P Z 圏外（鹿児島市内）とし、一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。一方、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、放射線防護対策工事を施した屋内退避施設に退避しながら、適切な搬送体制の確保を待って避難させる計画とした。

¹：バス、福祉車両（ストレッチャー仕様）、福祉車両（車椅子仕様）等

UPZ圏内の在宅の避難行動要支援者については、災害対策基本法に基づき実施されている避難行動要支援者名簿の調査結果を活用した。一般の避難先施設における生活が困難な避難行動要支援者は、近隣の福祉避難所等に避難する計画とした。また、関係9市町においては、3月末までに、避難支援計画の作成を概ね終えたところである。

(3) 学校・保育所の児童等

PAZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で避難準備・児童等の保護者への引き渡しを実施する。その上で、施設敷地緊急事態で引き渡しができなかった児童等と職員が共に学校が所在する地区の避難先に避難の上、避難先で保護者への引き渡しを行う計画とした。

UPZ圏内の学校・保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引き渡しを実施する。引き渡しができなかった児童等は、全面緊急事態で校舎内の屋内退避を実施し、一時移転等が指示された場合、児童等と職員が共に学校が所在する地区の避難先に一時移転等の上、避難先で保護者へ引き渡しを行う計画とした。

[2] 避難先の選定、輸送能力の確保の考え方

(1) 避難先の選定

避難先の選定について、鹿児島県では、緊急時の避難先の被害状況や空間放射線量率の状況等に応じて、各市町避難計画で設定している避難先が使用できなくなった場合の代替の避難先や、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設の受入先を迅速に調整するために「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備した。

(図2参照)

当該システムには、各市町避難計画で設定している避難元・避難先データに加えて、UPZ圏内の医療機関、社会福祉施設のデータ、当該システムに登録することについて承諾を得た30キロ以遠の鹿児島県本土内に所在する医療機関及び社会福祉施設のデータが登録されている。

当該システムの登録データは、以下のとおり。

市町村避難計画データ

避難元のデータとして、自治会等単位の人口・世帯数、集合場所の名称、所在地、原子力発電所からの距離・方角

避難先のデータとして、避難所の収容人数、所在地、原子力発電所からの距離・方角

医療機関・社会福祉施設のデータ

避難元・避難先のデータとして、病床数(入所定員)、所在地、原子力発電所からの距離・方角

鹿児島県災害対策本部では、UPZ圏内で一時移転等の防護措置が必要になった場合は、当該システムを活用し、各市町避難計画で設定している避難先が使用できない場合の代替の避難先や医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する。

また、鹿児島県においては、病院等の連絡責任者や不在時の代理者を確認するなど、避難先の連絡等が確実に行える体制を構築している。

なお、鹿児島県・関係市町本部において受入先・移動手手段が確保困難な場合は、国が受入先・移動手手段確保を支援する。

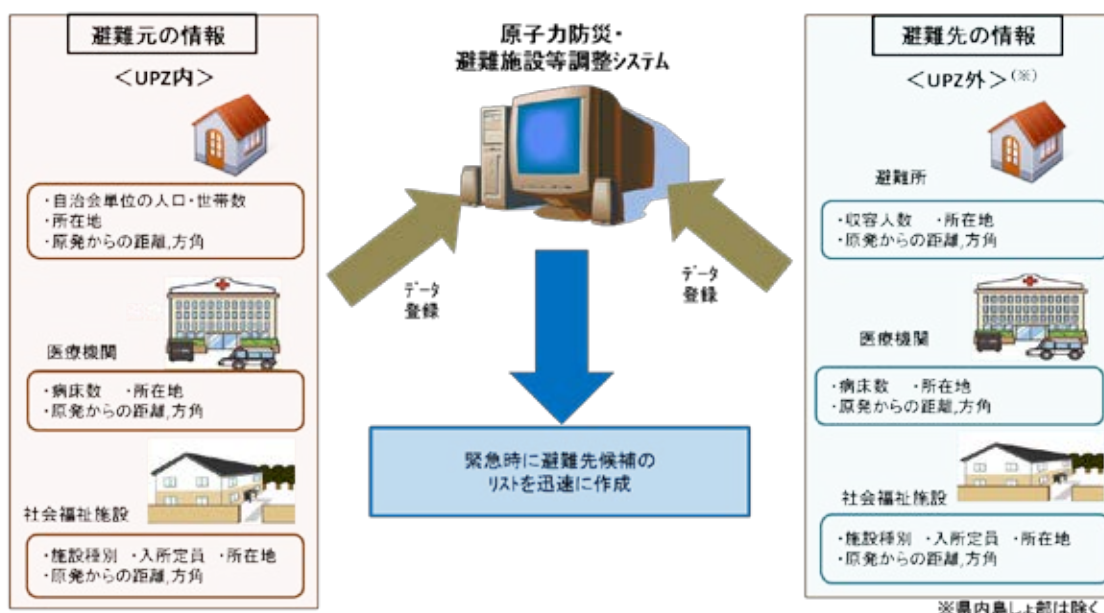


図2 原子力防災・避難施設等調整システム概要

(2) 輸送能力の確保

PAZ圏内では、全面緊急事態になった場合の避難開始に備え、あらかじめ必要となる輸送能力を把握・確保する。また、UPZ圏内では、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える区域を特定し、1週間以内に一時移転を実施することから、一時移転に備えた車両の確保を行っている。

PAZ圏内では自家用車で避難をすることができない住民を戸別訪問により調査し、薩摩川内市内のバス会社が保有する車両、電気事業者が整備する車両により、現地において必要となる輸送能力の確保を図ることを確認した。

UPZ圏内では、関係市町が輸送手段を調達、関係市町の輸送手段では不

足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県は、避難手段の確保・充実のため、県バス協会及び同協会のバス会社と平成27年6月26日に協定を締結した。

[3] 一時移転等の実施単位

一時移転等の実施単位については、モニタリングポストで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるようにするため、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎にモニタリングポストが設置されている必要がある。

川内地域では、これら全ての一時移転等の実施単位毎に固定観測局(73局)が設置され(図3参照)、更に既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等の配備がなされている。

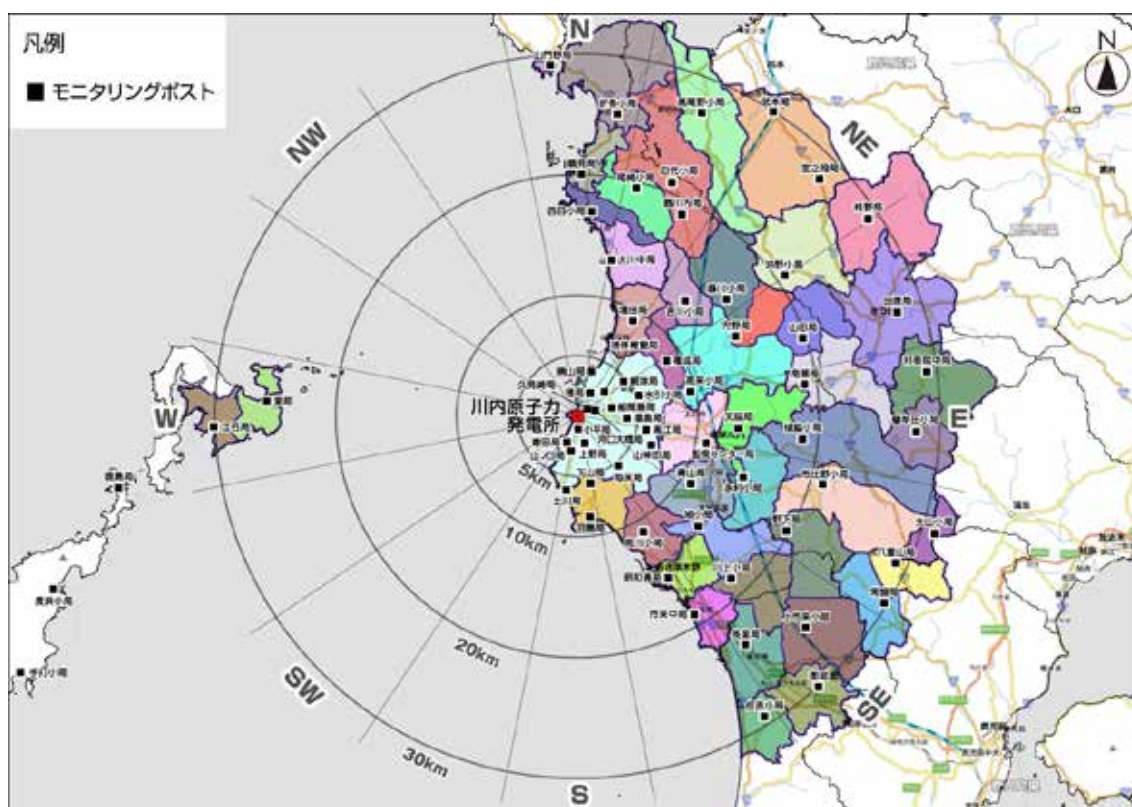


図3 既設固定観測局及び一時移転等の実施単位

4 . 今後の対応について

今後は、「川内地域の緊急時対応」の更なる充実化のための協議を継続して行うこととする。また、国際原子力機関(I A E A)のガイダンスを参照しつつ、「川内地域の緊急時対応」に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官(原子力防災担当)その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議した上で、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の計画やマニュアルの改善等を行うこととする。